

医療保険・医療特約の手術給付金について

1. お支払いの対象となる「手術」とは

◎ 保険種類により、お支払いの対象となる「手術」が異なります。以下の記載に沿ってご確認ください。

EVER
やさしいEVER
医療保険
スーパー医療保険
法人会医療保険
新医療保障プラン
疾病入院保険
特約MAXシリーズ



お支払いの対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。

*手術給付金の対象とならない手術もありますので、ご注意ください。

詳細は
P2. 「2. 手術給付金の対象可否について」
をご覧ください。

新EVER
ちゃんと応える医療保険EVER
健康応援医療保険
新やさしいEVER
もっとやさしいEVER
ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER
医療保険EVER Prime
医療保障移行特約[2009]



お支払いの対象となる「手術」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。

*医療保険EVER Primeは輸血料の算定対象の診療行為の一部を含みます。
*手術給付金の対象とならない手術もありますので、ご注意ください。

詳細は
P5. 「3. 手術給付金・放射線治療給付金の対象可否について」

をご覧ください。

【手術給付金の対象とならない治療の例】

- ×: 生検(せいけん)など、検査のみを目的としたもの
《注意》試験開頭術や悪性新生物の試験的開胸・開腹手術など保障対象になるものもあります。
- ×: 吸引、穿刺(せんし)などの処置や、神経ブロック(注射による麻酔)
- ×: 美容整形上の手術

【特約MAXに関する注意点】

- ・手術給付金は疾病特約の保障になります。
- ・災害特約のみ付加されている場合は、手術給付金の保障はありません。
(特約MAX21には、疾病特約・災害特約のそれぞれに手術保障が含まれています。)

医療保険・医療特約の手術給付金について

2. 手術給付金の対象可否について

<対象商品> EVER・やさしいEVER・医療保険・スーパー医療保険・法人会医療保険・新医療保障プラン・疾病入院保険・特約MAXシリーズ

手術給付金の支払事由の概要は以下のとおりです。詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください。

責任開始期以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、約款の別表に定める手術を保険期間中に受けたとき手術給付金の対象となります。

*手術給付金の対象とならない手術もありますので、ご注意ください。

*約款の条件を満たす場合には、入院をしないで手術を受けた場合や、入院が必要日数に達しない場合でも手術給付金のみの請求が可能です。

<手術給付金の対象となる手術、ならない手術の具体例>

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
皮膚	○	25cm ² 以上の植皮術	1
	○	皮膚の悪性新生物根治手術	80
	×	皮膚の上皮内新生物(※1)の摘出術 ※1: ボーエン病など	—
	×	皮膚良性腫瘍(※2)の切除術 ※2: アテローム、粉瘤、脂肪腫など	—
乳房	○	乳房を全部切除する手術	2
	○	悪性新生物根治手術	80
	×	良性の乳腺腫瘍の摘出術	—
筋骨	○	折れた骨に金具(プレート)を埋め込んで接合する手術 ※3: 部位によって手術番号(倍率)が異なります。	※3
	×	抜釘術(ばっていじゅつ) (骨折時に骨に埋め込んだ金具(プレート)をしばらくしてから抜く手術)	—
	×	手指・足指の切断術	—
	×	骨折や脱臼に対する徒手での接合・整復術	—
	×	外傷を縫い合わせる手術	—
	○	半月板切除術	12
	○	関節鏡を使った関節の手術 ※4: 部位によって手術番号(倍率)が異なります	※4
○	アキレス腱の縫合術	13	

医療保険・医療特約の手術給付金について

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
呼吸器	○	喉頭鏡を使った喉頭・声帯ポリープの切除術	87
	○	慢性副鼻腔炎の手術	14
	×	鼻茸(はなたけ)の摘出術	—
	×	扁桃腺の摘出術	—
	○	気管切開	87
循環器 血管	○	体内式ペースメーカーの埋込(交換)手術	24
	○	体外式ペースメーカー	87
	○	経皮的冠動脈形成術(PTCA) (心筋梗塞や狭心症の際に狭窄した冠動脈にバルーンを入れて拡張させる手術)	87
	×	PTCR(血管溶解術)	—
	○	下肢静脈瘤切除術・拔去術	20
	×	下肢静脈瘤硬化療法	—
消化器	○	十二指腸潰瘍手術	30
	○	胆石の除去術 ※5: 内視鏡での胆石除去術は「87」	32 (※5)
	○	TAE(肝動脈塞栓術)	87
	×	TAI(肝動注化学療法)	—
	×	PEIT(経皮的エタノール注入)	—
	○	虫垂炎の手術	34
	○	内視鏡・ファイバースコープでの胃・大腸・直腸ポリープの切除	87
	×	肛門ポリープの切除	—
	○	痔核手術(根治術)	37
	×	痔核結紮術、痔核焼灼術、痔瘻切開術、切開排膿術	—
泌尿器	○	内視鏡での膀胱腫瘍やポリープの切除術 (経尿道的膀胱切除術・TUR-Bt)	87
	○	内視鏡での結石の除去術	87

医療保険・医療特約の手術給付金について

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
生殖器	×	包茎手術	—
	×	精管切断術、卵管結紮術	—
	○	経尿道的前立腺切除術、経尿道的前立腺レーザー切除術	43
	×	子宮頸管ポリープの切除術	—
	○	帝王切開	47
	×	帝王切開以外の分娩 (正常分娩・鉗子分娩・吸引分娩・骨盤位牽出分娩など)	—
	×	人工妊娠中絶	—
	○	単純子宮全摘術などの子宮全摘術	50
	○	子宮筋腫の摘出術	50
神経	○	椎間板ヘルニアの切除術	59
眼	○	緑内障の手術	67
	○	白内障の手術	68
	○	レーザーや冷凍凝固による眼球手術(※6) ※6: 契約日(更新日を含みます)が2005年4月2日以降のご契約につきましても、近視または乱視の矯正手術は対象外となります。	71
	○	網膜剥離の手術	70
	○	斜視の手術	74
	×	麦粒腫切開(麦粒腫=ものもらい)	—
耳	○	鼓膜形成術	75
	×	鼓膜チューブ挿入	—
	×	鼓膜穿孔閉鎖術	—

【手術給付金のお支払いに関するご注意】

- * 支払額は、手術の種類・保険の種類によって異なります。
- * 同時期(手術室に入ってから出てくるまで)に複数回の手術を受けた場合には、給付倍率が最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- * 以下の手術については「施術の開始日から60日の間に1回のみ支払」という規定があります。

71(レーザー・冷凍凝固による眼球手術) # 81(悪性新生物温熱療法) # 86(衝撃波による体内結石破碎術) # 87(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる 脳・喉頭・胸・腹部臓器手術) # 88(新生物根治放射線照射)

医療保険・医療特約の手術給付金について

3. 手術給付金・放射線治療給付金の対象可否について

<対象商品> 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・健康応援医療保険・新やさしいEVER・もっとやさしいEVER・ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER・医療保険EVER Prime・医療保障移行特約[2009]

手術給付金・放射線治療給付金の支払事由の概要は以下のとおりです。
詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください。

◎手術給付金

責任開始期以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※7)を保険期間中に受けたとき、手術給付金の対象となります。

※7:医療保険EVER Primeは輸血料の算定対象の骨髄移植や、骨髄幹細胞の採取術も手術給付金の対象になります。

◎放射線治療給付金

責任開始期以後に生じた疾病または傷害(※8)の治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を保険期間中に受けたとき、放射線治療給付金の対象となります。

※8:新EVER、新やさしいEVER、もっとやさしいEVER、医療保障移行特約[2009]の場合、「疾病または傷害」を「新生物」へ読み替えます。

*手術給付金の対象とならない手術もあります。詳細はP6の<対象となる手術と支払額>およびP7の<対象とならない手術>をご覧ください。

*放射線治療給付金の対象となる診療行為は体外照射・組織内照射・腔内照射に限ります。血液照射は対象とならないのでご注意ください。

【公的医療保険制度における医科診療報酬点数表とは】

- ・医療機関が保険診療(診療、検査、投薬など)を行った場合、その対価として受取るのが診療報酬です。
- ・診療報酬は、「医科診療報酬点数表」に個々の医療行為の点数が定められており、1点の単価を10円として算出されます。
- ・「医科診療報酬点数表」では、診療行為に応じてアルファベットにより分類されており、個々の医療行為はそのアルファベットが頭文字に標記されます。(例:A001)

<医科診療報酬点数表の分類>

「医科診療報酬点数表」の分類は以下の通りです。

当社の手術給付金および放射線治療給付金の対象となる手術、放射線治療は、赤枠のコードに分類されているものです。

詳細はP6の<対象となる手術と支払額>およびP7の<対象とならない手術>をご覧ください。

分類(コード)	診療行為	分類(コード)	診療行為
A	基本診療料(初・再診料、入院料等)	H	リハビリテーション
B	医学管理等	I	精神科専門療法
C	在宅医療	J	処置
D	検査	K	手術
E	画像診断	L	麻酔
F	投薬	M	放射線治療
G	注射	N	病理診断

医療保険・医療特約の手術給付金について

<対象となる手術と支払額>

◎「**医科診療報酬点数表**」で「**手術料**」の算定対象として分類されているもの(頭文字に「**K**」が標記される)

→手術給付金の対象となります。

(一部対象とならない手術がございます。詳細はP7の<対象とならない手術>をご覧ください。)

支払事由	支払額
入院中に手術を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※9)
外来で手術を受けたとき	入院給付金日額の 5倍 (※10)

※9:健康応援医療保険の場合の支払額は、入院中・外来に関わらず、一律入院給付金日額の5倍です。

入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

※10:外来手術増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の10倍です。

*新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]の「**重大手術**」、医療保険EVER Primeの「**特定手術**」に該当する場合は、入院給付金日額の40倍でお支払いします。(詳細はP7の「<対象商品>新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保険EVER Prime・医療保障移行特約[2009]」をご覧ください。)

*一連の手術については14日間に1回までのお支払いとなります。

*医療保険EVER Primeの場合、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けたときには、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

◎「**医科診療報酬点数表**」で「**輸血料**」の算定対象として分類される**骨髄移植**(頭文字に「**K**」が標記される)、**骨髄幹細胞の採取術**

→医療保険EVER Primeのみ手術給付金の対象となります。

支払事由	支払額
入院中に骨髄移植を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※12)
外来で骨髄移植を受けたとき	入院給付金日額の 5倍 (※13)
骨髄幹細胞の採取術(※11)を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※12)

※11:骨髄幹細胞の採取術は責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けたときに手術給付金の対象となります。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外となります。

※12:入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

※13:外来手術増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の10倍です。

◎「**医科診療報酬点数表**」で「**放射線治療料**」の算定対象として分類されているもの(頭文字に「**M**」が標記される)

→放射線治療給付金の対象となります。

支払事由	支払額
疾病または傷害(※14)の治療を直接の目的として、所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※15)

※14:新EVER、新やさしいEVER、もっとやさしいEVER、医療保障移行特約[2009]の場合、支払事由の「**疾病または傷害**」を「**新生物**」へ読み替えます。

※15:健康応援医療保険の場合の支払額は、入院給付金日額の5倍です。

入院手術・放射線治療増額特則を付加している場合の支払額は、入院給付金日額の20倍です。

*放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療・電磁波温熱療法それぞれにつき施術の開始から60日に1回までのお支払いとなります。

医療保険・医療特約の手術給付金について

<対象とならない手術>

◎「医科診療報酬点数表」に列挙されている手術で、一部対象とならない手術がございます。

×:傷の処置(創傷処理、デブリードマン)

×:切開術(皮膚、鼓膜)

×:骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術

×:抜歯

×:異物除去(外耳、鼻腔内)

×:鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)

×:魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)(※16)

※16: 約款上「魚の目・タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)」と掲載している商品もあります。

<対象商品> 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保険EVER Prime・ 医療保障移行特約[2009]

以下の手術については、新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]の「重大手術」、医療保険EVER Primeの「特定手術」に該当します。

<重大手術・特定手術の対象となる手術>

○:悪性新生物に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術

○:脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

○:心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術

○:日本国内でおこなわれた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(それぞれ人工臓器を除きます)の全体または一部の移植手術(ただし、臓器移植法に沿った場合に限る)

支払事由	支払額
重大手術・特定手術を受けたとき	入院給付金日額の40倍

<重大手術・特定手術の対象とならない手術>

×:腹腔鏡下手術

×:胸腔鏡下手術

×:穿頭によるもの

×:臓器移植(ドナーの場合)

ご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。

アブラック 保険金コンタクトセンター 電話番号:0120-555-877